

# 国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究科規程

平成 21 年 3 月 31 日  
規 則 第 9 4 号

改正 平成 27 年 3 月 24 日大学院総合国際学研究科規則第 4 号  
平成 27 年 7 月 22 日大学院総合国際学研究科規則第 6 号  
平成 28 年 2 月 9 日大学院総合国際学研究科規則第 6 号  
令和 4 年 12 月 26 日大学院総合国際学研究科規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学組織規則（令和 2 年規則第 27 号。以下「組織規則」という。）第 16 条第 4 項の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究科（以下「研究科」という。）の組織に関し必要な事項を定める。

(研究科長)

第 2 条 研究科に組織規則第 16 条第 2 項で規定する研究科長として大学院総合国際学研究科長（以下「研究科長」という。）を置き、大学院総合国際学研究院長をもって充てる。

2 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。

(研究科長代理)

第 3 条 研究科に研究科長代理を置く。

2 研究科長代理は、大学院国際日本学研究院長をもって充てる。

(副研究科長)

第 4 条 研究科に、副研究科長 2 名を置き、大学院総合国際学研究院副研究院長 2 名のうちの 1 名及び大学院国際日本学研究院副研究院長 2 名のうちの 1 名をもって充てる。

2 副研究科長は、研究科長の命を受け、教育・学生等の事項について研究科長の職務を助ける。

(専攻会議)

第 5 条 国立大学法人東京外国語大学大学院学則（平成 4 年 4 月 30 日制定）（以下「大学院学則」という。）第 7 条に掲げる各専攻に当該専攻の運営に関する事項を処理することを目的とする専攻会議を置く。

2 専攻会議は、次の各号に定める教員により構成する。

(1) 当該専攻を担当又は兼担する国立大学法人東京外国語大学大学院東京外国語大学大学院総合国際学研究科教授会規程（平成 21 年規則第 96 号）第 2 条第 1 項で規定する教授会構成員

(2) 本学と教育・研究の連携に関する協定を締結した民間企業又は独立行政法人等の客員教員

(専攻会議の審議事項)

第 6 条 専攻会議は、当該専攻に係る次に掲げる事項を審議する。

(1) 学生の入学、進学、留学、休学並びに課程の修了及び修学の判定に関する事項

(2) 学位授与の審査に関する事項

(3) 教育計画及び教育課程に関する事項

(4) その他専攻の教育及び運営に関する事項

(専攻長)

第7条 各専攻会議に専攻長を置く。

- 2 各専攻長は、当該専攻会議の議長として専攻会議を主宰する。
- 3 博士前期課程のうち、世界言語社会専攻長は第2条に定める研究科長を、国際日本専攻長は第3条に定める研究科長代理をもって充てる。
- 4 博士後期課程の専攻長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 その他専攻長に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻会議の成立等)

第8条 専攻会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議長は、次に掲げる者を前項で規定する定足数から除くことができる。

(1) 国立大学法人東京外国語大学旅費規程（平成16年規則第128号）第2条第1項第3号に規定する出張中の者

(2) 国立大学法人東京外国語大学職員就業規則（平成16年規則第52号）第40条第2項に定める研修中の者又は同条第5項に規定する特別研修中の者

(3) 国立大学法人東京外国語大学職員勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年規則第53号）第23条に規定する病気休暇又は第24条に規定する特別休暇の承認を受けている者

(4) 国立大学法人東京外国語大学採用、離職等に関する規程（平成16年規則第56号）第21条に規定する休職の承認を受けている者

3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専攻会議の庶務)

第9条 専攻会議の庶務は、学務部教務課において処理する。

(コース会議)

第10条 大学院学則第7条の2に掲げる履修コースに、コース長を置くことができる。

2 履修コースに、コース会議を置くことができる。

3 コース会議に必要な細目は、別に定める。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月22日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の第7条第3項及び第10条の規定にかかわらず、改正前の第7条及び第10条は、各専攻及び各コースに学生が在学するまでは、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年12月26日から施行する。